

大規模小売店舗立地法の手引き

令和6年4月

山梨県産業政策部産業政策課

目 次

I	はじめに	3
II	概要	4
1	定義	4
2	店舗面積の範囲について	5
3	新設、変更の届出を要する事項について	7
4	届出を要しない変更について	8
5	新設、変更による営業制限について	8
6	説明会の開催について	9
7	設置者が配慮すべき事項に関する指針について	9
8	市町村の意見について	10
9	地域住民等の意見について	10
10	届出書等の作成について	10
11	その他	11
III	基本的な手続きの流れ	12
IV	届出先等	17
V	山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱	別紙
VI	届出様式集	別紙

I はじめに

大規模小売店舗立地法（以下「立地法」という。）は、大規模小売店舗が、多数の買い物客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、住宅地周辺に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続きを定めたものであり、平成12年6月1日に施行されました。

立地法は、1,000平方メートルを超える店舗面積を有する店舗が届出等の対象となります。法施行前、既に1,000平方メートルを超える店舗面積で営業を行っている店舗は、平成12年6月1日以降、立地法で届出が必要とされている事項について変更をする場合に、立地法の適用対象となります。

立地法は、大型店を設置する者に対し、交通渋滞・交通安全、騒音、廃棄物、街並みづくり等への配慮を求めており、県は、地元市町村や地域住民の意見等を踏まえ、周辺地域の生活環境への配慮が不十分であったり、著しく悪影響が生じる場合は、設置者に対し、意見や勧告を行うこととなっております。

山梨県では、この法律の運用を円滑に行うとともに、手続きの透明性を確保するため、大規模小売店舗の新設、変更の届出に関する事項及び届出等に係る公告、縦覧その他の手続きについて、「山梨県大規模小売店舗立地法事務処理要綱」（以下「要綱」という。）を定めております。

本冊子「大規模小売店舗立地法の手引き」は、立地法に関する法令及び要綱に基づき、届出等を行うのに必要な手続きについて記載しておりますので、本冊子を参考にして、必要な手続きを行ってください。

Ⅱ 概要

1 定義

(1) 小売業

標準産業分類に定める小売業をいい、飲食店業を除き、物品加工修理業（洋服のオーダーオーダー、ワイシャツの委託加工等）を含む。

(2) 小売業を行う

物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。営利目的を持って行うか否かを問わないため、生協や農協の店舗も届出の対象となる。

(3) 小売業を行うための店舗

その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供される建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものをいう。）をいう。

(4) 店舗面積

小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいい、店舗面積に含まれる範囲及び含まれない範囲については、「2 店舗面積の範囲について」に記載のとおり。

(5) 床面積

建築基準法の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

(6) 大規模小売店舗（以下「店舗」という。）

一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が1,000平方メートルを超えるものをいう。

(7) 一の建物

① 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

「公共の用に供される」とは、

- 買物客以外の通行人が相当数を占め
- 周辺の商店の営業時間以外（開店時刻以前又は閉店時刻以降）も通行可能であるもの

② 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

③ 一の建物とその附属建物をあわせたもの

「附属建物」とは、同一敷地又はこれに隣接する敷地内にある他の建物との間に、営業主、建物の構造、主たる建物との関係等からみて機能的に不可分の関係があると認められる建物をいい、所有、管理の主体が同一人であるか否かを問わない。

(8) 大規模小売店舗の設置

新しい建物を建設して店舗面積が1,000平方メートルを超える場合はもちろん、既存の建物を増築して、その店舗を増加し、1,000平方メートルを超える場合、及び既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が1,000平方メートルを超える場合を含む。

(9) 届出者

新設、変更等の届出をする者は、大規模小売店舗の設置者とする（店舗の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。）。

2 店舗面積の範囲について

(1) 店舗面積に含まれる部分

部 分 名	定 義
①売場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。 ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分（壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。）は、売場とみなす。
②ショーウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
③ショールーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
④サービス施設	手荷物一時預り所、買物品発送等承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
⑤物品の加工修理場のうち顧客から引受（引渡を含む。）の用に直接供する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受（加工又は修理のための物品の引渡を含む。）の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

(2) 店舗面積に含まない部分

部 分 名	定 義
①階段	上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。

②エスカレーター	エスカレーター装置（附属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
③エレベーター	エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。
④売場間通路及び連絡通路	壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。また、この通路の周辺に防火用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。
⑤文化催場	展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑥休憩室	客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑦公衆電話室	公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑧便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
⑨外商事務室等	外商ないし上得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
⑩事務室・荷扱い所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。

⑪食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
⑫塔屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑬屋上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
⑭はね出し下・軒下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注)

○ 間仕切りについて

間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。

○ 塔屋と普通階の区別について

建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、立地法の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。

また、建築面積とは、同施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

3 新設、変更の届出を要する事項について（立地法第5条第1項）

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（大規模小売店舗立地法施行規則（以下「規則」という。）第3条第1項）

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 駐輪場の位置及び収容台数

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（規則第3条第2項）

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4 届出を要しない変更について（規則第7条）

- (1) 一時的な変更
- (2) 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げ
- (3) 県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合における大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の減少（ただし、1,000平方メートル以下となる場合は、廃止届出書を提出することとなります。）
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、1,000平方メートル又は直近に行われた届出に係る店舗面積の合計の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を超えないもの
- (6) 駐車場又は駐輪場の収容台数の増加
- (7) 荷さばき施設の面積の増加
- (8) 廃棄物等の保管施設の容量の増加
- (9) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ

※ ただし、平成12年6月1日以前に、既に1,000平方メートルを超える店舗面積で営業を行っている店舗は、立地法に定められた届出事項について、立地法施行日以降最初に変更をしようとするときは、届出を行う必要があります。

5 新設、変更による営業制限について

新設、変更の届出がされた場合、次のとおり営業制限がありますので、届出はその期間を十分考慮して行ってください。

- (1) 次の届出については、届出後8か月間は新設又は変更による営業はできません（ただし、県が意見なしの通知をした場合は、この限りではありません。）。
 - ① 大規模小売店舗の新設届出（立地法第5条第1項）
 - ② 届出事項の変更届出（立地法第6条第2項）
 - ア 大規模小売店舗の新設をする日の繰上げ
 - イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計の増加
 - ウ 駐車場の位置の変更及び収容台数の減少
 - エ 駐輪場の位置の変更及び収容台数の減少
 - オ 荷さばき施設の位置の変更及び面積の減少
 - カ 廃棄物等の保管施設の位置の変更及び容量の減少
 - ③ 既存店の届出事項の変更届出（立地法附則第5条第1項）
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の位置及び収容台数
 - ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 - エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- (2) ただし、店舗に附属する施設の位置の変更であって、周辺の地域の生活環境に与える影響が変更前に比して変化しないと県が認めるものは、県が軽微な変更と認めた日以降変更

して営業できません（立地法第6条第4項ただし書）。

- (3) 県が意見を述べた場合は、設置者が県の意見を踏まえて届出事項を変更する届出又は変更しない通知をしていただくこととなります。

なお、この場合に、変更届出又は変更しない通知をした日から2か月を経過した後でなければ、新設又は変更による営業はできません。

（立地法第8条第7項）。

6 説明会の開催について

- (1) 設置者は、新設又は変更の届出をした日から2か月以内に、店舗の所在市町村内で届出内容を周知させるための説明会を開催することが義務づけられております。（立地法第7条第1項）。

- (2) 説明会の開催場所は、店舗の周辺の適当な施設を用意してください。

- (3) 説明会は、原則として1回開催していただきますが、周辺の住宅の密集状況や交通の状況などから判断して多数の人が参加する必要があると考えられる場合には、3回を上限として県が回数を指定することがあります。

- (4) 県及び市町村に説明会の開催日時及び場所を連絡してください。

併せて、地元自治会への周知につき、市町村と協議を行ってください。

- (5) 説明会を開催する者は、開催日時及び場所について、開催予定日の1週間前までに公告することが義務づけられております。

公告にあたっては、店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの範囲において、次のいずれかの方法で行ってください。ただし、県が、当該店舗の立地による周辺地域の生活環境に与える影響を踏まえ、市町村と協議し、範囲を決定したときは、その範囲とします。

① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折込広告を配布すること

③ その他県が適切と認める方法

- (6) 説明会においては、届出及び添付書類の内容について説明してください。

- (7) 説明会を開催する者の責めに帰することができない事由（天災、交通の途絶その他の不測の事態等）が生じたため、説明会を開催することができない場合には、様式第6の4により速やかに県に報告してください。

- (8) (7)の報告に基づき、説明会の開催が不可能であると県が認めるとき（規則第13条第1項）は、次のいずれかの方法により届出及び添付書類の内容を周知させるよう努めてください。

① 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること

② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折込広告を配布すること

③ その他県が適切と認める方法

7 設置者が配慮すべき事項に関する指針について

大規模小売店舗の立地に関しては、周辺地域の生活環境の保持を図る観点から、設置者が配慮すべき事項に関する指針（立地法第4条に基づく指針）が定められています。届出にあたっては、この指針に定められた事項を踏まえ、施設の配置、運営方法を決定していただくこととなります。

なお、指針に計算式が定められている場合は、原則としてこの計算式に基づいて定めてい

ただ、こととなりますが、それ以外の方法で算出される場合は、合理的な理由を付して内容が十分に把握できるデータ等を添付していただくようお願いします。

また、指針に掲げられているそれぞれの事項については、事前に関係機関と十分な協議がなされることが重要です。

8 市町村の意見について

- (1) 県では、届出書を大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下「市町村」という。）に送付しています。
- (2) (1)の届出内容を踏まえ、地域住民の状況等を把握するため、市町村の担当者は、説明会への立ち会いをお願いします。
- (3) 立地法は、その手続きの過程において、県が市町村の意見を必ず聴くこととしており、その意見を十分反映させる仕組みとなっております。つきましては、市町村では(1)の届出内容、(2)の説明会等を踏まえ、様式第7又は様式第13による意見書を提出してください。

9 地域住民等の意見について

大規模小売店舗の出店に際して、周辺地域の生活環境に影響を受け得るあらゆる方々から幅広く意見を聴くことが重要であります。つきましては、意見のある方（個人でも団体でもどなたでも意見を述べることができます。）は、様式第8による意見書を郵送、電子メール又は持参により提出してください。

(注)

- 提出された意見は、その概要を公告（県のホームページなどで公開）し、1か月間縦覧（県民情報センターで一般の人が自由に見られる状態に置くこと）に供されます。
- 意見の趣旨が確認できないので、匿名での意見は受け付けません。

10 届出書等の作成について

届出書、報告書の作成は、次の要領で記載をお願いします。

(1) 届出書等全般について

- 届出書の様式の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 添付書類のうち図面については、A3も可とします。
- 提出部数の考え方は、次のとおりです。

5部 県、県縦覧用

1部 市町村

7部 審議会

- 店舗を設置する地点を中心とする半径1キロメートルの範囲内に複数の市町村（関係市町村）が含まれる場合については、必要に応じて提出部数を増やすことがあります。
- 別途、届出書一式の電子データを提出してください。

(2) 様式第1

- この様式は、店舗を新設するとき（立地法第5条第1項）の届出書です。
- 届出は、新設予定日の8か月前までに行ってください。

(3) 様式第2

- この様式は、店舗の名称・所在地、大規模小売店舗を設置する者及び小売業者の名称・所在地・代表者を変更したとき（立地法第6条第1項）の届出書です。

○ 届出は、変更後速やかに行ってください。

(4) 様式第3

○ この様式は、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設）及び施設の運営方法に関する事項（開店時刻・閉店時刻、駐車場の出入口、駐車場利用時間帯、荷さばき時間帯）等を変更するとき（立地法第6条第2項）の届出書です。

○ 届出は、施設の運営方法に関する事項の変更以外は、変更予定日の8ヵ月前までに行ってください。

(5) 様式第4

○ この様式は、立地法施行時、1,000平方メートルを超える店舗（既存店舗）について、立地法に定める届出事項に変更がある場合の届出書です。

(6) 様式第5

○ この様式は、大規模小売店舗内の店舗面積の合計が、1,000平方メートル以下となる場合の届出書です（必ずしも店舗を閉鎖することではありません。）。

○ なお、大規模小売店舗内の小売業者の入店、退店等による変更は、様式第2を用いてください。

(7) 様式第6の4

○ この様式は、規則第13条第1項に定める天災等の事由が生じたため、立地法第7条第1項の規定に基づく説明会を開催できない場合に、報告していただくものです。

(8) 様式第6の7

○ この様式は、立地法第7条第1項の規定に基づき、説明会を開催した後2週間以内に、その実施状況を報告していただくものです。

(9) 様式第11、様式第12、様式第16

○ この3つの様式は、県が意見を述べた事項又は勧告した事項について、意見を踏まえた変更等又は勧告を踏まえた変更をする場合に提出していただくものです。

(10) 様式第18

○ この様式は、設置者が譲渡、相続、合併又は分割によりその地位を承継したときに提出していただくものです。

11 その他

- ・ 交通対策、騒音対策、廃棄物対策等配慮する項目が多岐にわたるため、届出者が必要なときは、事前に関係機関に相談してください。
- ・ 本手引きについての問い合わせ先は、次のとおりです。

山梨県産業政策部産業政策課

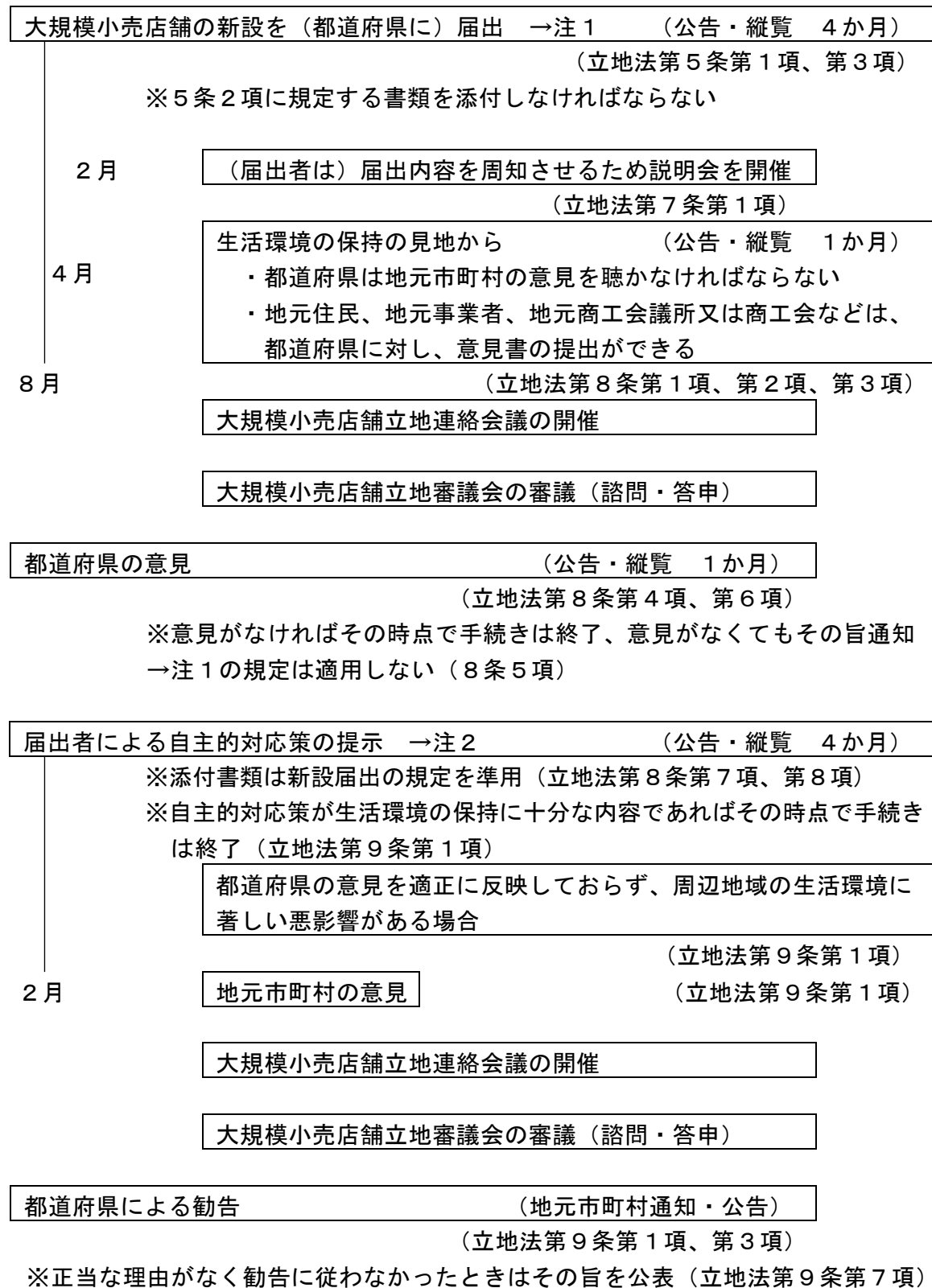
（住所） 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

（電話） 055-223-1532

Ⅲ 基本的な手続きの流れ

【大規模小売店舗を新設する場合の手続きの流れ（立地法第5条第1項届出）】



注1 立地法第5条第1項による届出をした者は、届出の日から8か月を経過した後でなければ、大規模小売店舗の新設をしてはならない（立地法第5条第4項）。

注2 立地法第8条第4項による都道府県の意見が述べられた場合には、同条第7項による変更

の届出又は変更しない旨の通知の日から2か月を経過した後でなければ、大規模小売店舗の新設をしてはならない（立地法第8条第9項）。

【大規模小売店舗の名称及び所在地、設置者、小売業者の氏名及び住所等を変更した場合の手続きの流れ（立地法第6条第1項届出）】

◎次の事項を変更した場合

○大規模小売店舗の名称及び所在地

○大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の変更を（都道府県に）届出 →注1 （公告・縦覧 4か月）
（立地法第6条第1項、第3項）

4月

生活環境の保持の見地から （公告・縦覧 1か月）
・ 都道府県は地元市町村の意見を聴かなければならない
・ 地元住民、地元事業者、地元商工会議所又は商工会などは、都道府県に対し、意見書の提出ができる

（立地法第8条第1項、第2項、第3項）

注1 立地法第6条第1項の変更は、大規模小売店舗についての基本的な情報の変更であるので、変更後遅滞なく届け出ればよい。

【大規模小売店舗内の店舗面積の合計、施設の配置及び運営方法に関する事項を変更する場合の手続きの流れ（立地法第6条第2項届出）】

◎次の事項を変更する場合

○大規模小売店舗の新設をする日

○大規模小売店舗内の店舗面積の合計

○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・ 駐車場の位置及び収容台数
- ・ 駐輪場の位置及び収容台数
- ・ 荷さばき施設の位置及び面積
- ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

※ただし、次の変更については、届出は不要である（規則7条）。

- ・一時的な変更
- ・新設をする日の繰下げを行うもの
- ・店舗面積の合計を減少させるもの
- ・直近に行われた届出に係る店舗面積の合計（基礎面積）に、1,000㎡あるいは基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
- ・駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
- ・荷さばき施設の面積を増加させるもの
- ・廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
- ・小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの

大規模小売店舗の変更を（都道府県に）届出 →注1		（公告・縦覧 4か月）
		（立地法第6条第2項、第3項）
※添付書類は新設届出の規定を準用（立地法第6条第3項）		
2月	（届出者は）届出内容を周知させるため説明会を開催 （立地法第7条第1項）	
4月	生活環境の保持の見地から（公告・縦覧 1か月） ・都道府県は地元市町村の意見を聴かなければならない ・地元住民、地元事業者、地元商工会議所又は商工会などは、 都道府県に対し、意見書の提出ができる	
8月	（立地法第8条第1項、第2項、第3項）	
	大規模小売店舗立地連絡会議の開催	
	大規模小売店舗立地審議会の審議（諮問・答申）	

都道府県の意見	（公告・縦覧 1か月）
（立地法第8条第4項、第6項）	
※意見がなければその時点で手続きは終了、意見がなくてもその旨通知 →注1の規定は適用しない（立地法第8条第5項）	

届出者による自主的対応策の提示 →注2		（公告・縦覧 4か月）
※添付書類は新設届出の規定を準用（立地法第8条第7項、第8項）		
※自主的対応策が生活環境の保持に十分な内容であればその時点で手続きは終了（立地法第9条第1項）		
2月	都道府県の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に著しい悪影響がある場合 （立地法第9条第1項）	
	地元市町村の意見	（立地法第9条第1項）
	大規模小売店舗立地連絡会議の開催	
	大規模小売店舗立地審議会の審議（諮問・答申）	

都道府県による勧告

(地元市町村通知・公告)

(立地法第9条第1項、第3項)

※正当な理由がなく勧告に従わなかったときはその旨を公表(立地法第9条第7項)

注1 立地法第6条第2項による届出をした者は、届出の日から8か月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない(立地法第6条第4項)。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更(店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるもの)については、この限りではない(立地法第6条第4項)。

また、立地法第5条第1項第6号の「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」については、予め届出が行われれば、8か月を待たずに変更することが認められている(立地法第6条第4項)。

注2 立地法第8条第4項による都道府県の意見が述べられた場合には、同条第7項による変更の届出又は変更しない旨の通知の日から2か月を経過した後でなければ、大規模小売店舗の新設をしてはならない(立地法第8条第9項)。

【大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする場合の手続きの流れ(立地法第6条第5項届出)】

◎次に該当するとき

- ・建物の床面積を変更し、又はその用途を変更することにより、店舗面積を1,000平方メートル以下とする場合
- ・店舗を廃止する場合

大規模小売店舗の廃止を(都道府県に)届出

(公告)

(立地法第6条第5項、第6項)

VI 届出先等

1 届出先

山梨県産業政策部産業政策課

(所在地) 〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館3F

(電話) 055-223-1532

2 縦覧場所

山梨県県民情報センター

(所在地) 〒400-0031

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁別館2F

(電話) 055-223-1408

3 その他

産業政策課電子メールアドレス

sangyo-sei@pref.yamanashi.lg.jp

山梨県ホームページ

<https://www.pref.yamanashi.jp/>